



介護保険事業計画策定委員会坂井健志委員長(左)と  
坂本憲男副広域連合長(右)

2月2日に第7期介護保険事業計画の  
答申を行いました。この計画では、「誰もが  
住み慣れた地域で生きがいや楽しみを持っ  
て暮らせる、みんなが考えるまちづくり」を  
目指しています。

## Content

広域連合長就任あいさつ .....	2
平成30年度各会計当初予算 .....	3
介護保険料について .....	4～5
代官山斎苑・墓地からのお知らせ .....	6
第59回広域連合議会定例会一般質問 .....	7
さかいクリーンセンターからのお知らせ ..	7
広域連合NEWS .....	8
介護保険サービスの正しい使い方 .....	8



## 広域連合長就任の ごあいさつ

坂井地区広域連合長 佐々木 康男

このたび、2月8日付けで坂井地区広域連合長に選任されましたあわらし市長の佐々木康男でございます。広域連合長というその職責の重さに改めて身が引き締まる思いです。

さて、平成12年に始まった介護保険制度は、多くの課題を抱えながら、高齢化社会を迎えるわが国にとって大変重要な制度となっています。2025年には団塊世代すべてが75歳以上となるなど、今後ますます人口の高齢化が進展することが見込まれます。今後、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要となっています。

本年3月、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とする「第7期介護保険事業計画」を策定しました。「誰もが住み慣れた地域で生きがいや楽しみを持って暮らせる、みんなで考えるまちづくり」を基本理念に、坂井地区における平成37年(2025年)に向けた地域の将来像とともに考え共有し、その実現に向けて着実に事業を進めてまいります。

また、当広域連合が所管する施設として、さかいクリーンセンターと代官山斎苑・墓地公園がございます。

さかいクリーンセンターは坂井地区一円のし尿・浄化槽汚泥等の処理施設として平成23年に新たに竣工し、計画的に安定的な処理を行っています。当センターは資源化設備を設けており、処理工程より出てきます汚泥を発酵・乾燥させ、汚泥発酵肥料として市民の方々に配布し好評を得ています。

代官山斎苑・墓地公園は、平成25年度より指定管理者制度を導入することで、民間ならではの質の高いサービスを提供してもらい、ご遺族の最後のお別れの場として斎苑を使用していただいております。また、近年家族葬を行う方が増えてきていることから、代官山斎苑でも待合室を利用した小さなお葬式等も行ってまいります。

両施設とも市民生活に直結した施設であることから、これからも市民の負託に応えられるよう適切な管理運営に努めてまいります。

今後とも、坂井地区の皆さまが、この地域で安心して暮らし続けることができるよう、誠心誠意務めてまいりますので、皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

## 平成30年度 当初予算

平成30年度坂井地区広域連合一般会計および介護保険特別会計、ならびに代官山墓地特別会計の当初予算について、その概要をお知らせします。

※比率は原則小数点第2位以下を四捨五入してごます。

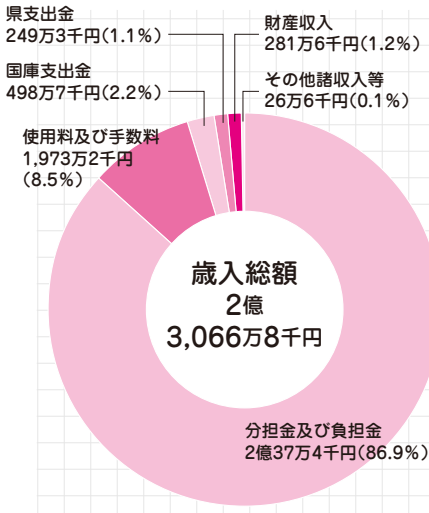
### 一般会計

総額 2億3,066万8千円

一般会計は、広域連合の組織運営、代官山斎苑およびさかいクリーンセンターの維持管理のための会計です。

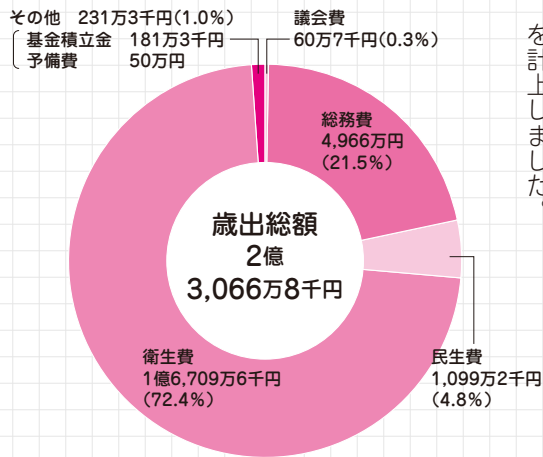
### 歳入

構成2市（あわら市・坂井市）からの負担金が86.9%、代官山斎苑の火葬場を使用する料金および許可業者がさかいクリーンセンター施設を使用する料金8.5%などです。



### 歳出

総務費の主な内容として、広域連合の運営に係る一般管理費4,099万5千円、ネットワーク機器の維持管理に係る情報管理費8,53万6千円などを計上しました。民生費の主な内容として介護保険費9,97万3千円、衛生費の主な内容として代官山斎苑の維持に係る環境衛生費5,035万8千円、さかいクリーンセンターの維持管理に係る処理費1億1,92万5千円などを計上しました。



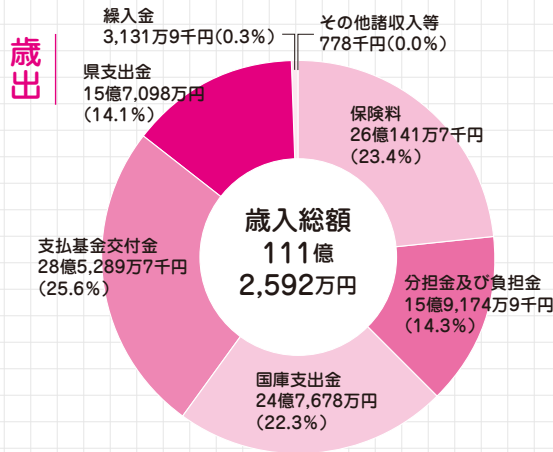
### 介護保険特別会計

総額 11億2,592万円

介護保険特別会計は、広域連合の主な事業である介護保険事業のための会計です。

### 歳入

65歳以上の人が納付する介護保険料が全体の23.4%、構成2市（あわら市・坂井市）からの負担金が14.3%、国庫支出金が22.3%、支払基金交付金（40歳以上65歳未満の人が納付する保険料）が25.6%、県支出金が14.1%、基金からの繰入金（保険給付費に充てる財政調整基金繰入金と低所得者利用者負担対策事業等に充てる介護福祉推進基金繰入金）が0.3%です。



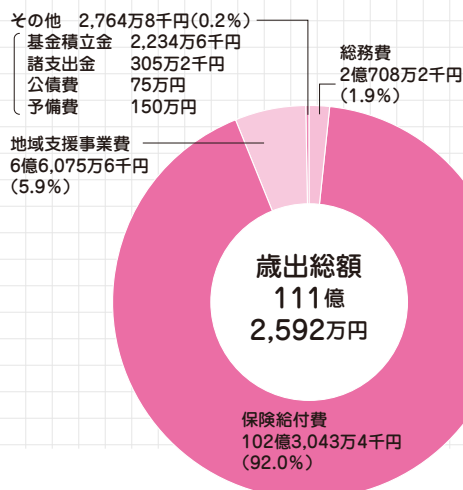
### 歳出

総務費の主な内容として、一般管理費1億5,206万1千円、賦課徴収費11,955万7千円、介護認定審査会費12,922万8千円、認定調査費2,491万7千円などを計上しました。

予算の大部分を占める保険給付費では、介護サービス等諸費として、居宅介護サービス給付費38億7,261万円、

### 歳入

地域密着型介護サービス給付費22億6,895万7千円、施設介護サービス給付費30億4,985万円などの総額11億2,592万円を計上しました。



### 代官山墓地特別会計

総額 2億1,700万円

代官山墓地特別会計は代官山墓地の維持管理のための会計です。

### 歳入

墓地使用者からの墓地使用料等2億1,700万円が99.3%を占めています。

### 歳出

墓地事業費の主な内容としては、指定管理委託料2,000万円などを計上しました。

65歳以上  
の方の



# 介護保険料の見直しを行いました。

みんなで支える介護保険

介護保険は、加齢による病気などによって必要とされる介護を、社会全体で支える制度で、その費用は、40歳以上の人の保険料と公費(税金)で賄われています。

65歳以上の人の介護保険料は、必要な介護サービス総費用に応じて、3年ごとに見直しが行われ、平成30年度から平成32年度までの介護保険料は、下記のとおりです。

みなさんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いします。

## 65歳以上の人の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料 (上段：年額) (下段：月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者であって老齢福祉年金受給者または「所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(年間)」を満たす人	0.50 (公費負担) ↓ 0.45*2	32,400円 2,700円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者であって上記に該当せず、「所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下(年間)」を満たす人	0.70	50,400円 4,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者であって、上記に該当しない人	0.75	54,000円 4,500円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で「所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(年間)」を満たす人	0.90	64,800円 5,400円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で上記に該当しない人	<b>1.00</b> (基準額)	72,000円 6,000円
第6段階	本人が市民税課税者で、所得金額が80万円未満の人	1.10	79,200円 6,600円
第7段階	本人が市民税課税者で、所得金額が80万円以上120万円未満の人	1.20	86,400円 7,200円
第8段階	本人が市民税課税者で、所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	93,600円 7,800円
第9段階	本人が市民税課税者で、所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	108,000円 9,000円
第10段階	本人が市民税課税者で、所得金額が300万円以上400万円未満の人	1.70	122,400円 10,200円
第11段階	本人が市民税課税者で、所得金額が400万円以上800万円未満の人	1.80	129,600円 10,800円
第12段階	本人が市民税課税者で、所得金額が800万円以上の人	2.00	144,000円 12,000円

※2 平成30年度の保険料率です。平成31、32年度の保険料率は、各年度の公費負担割合により決定します。

## 介護保険料の決め方

### 基準額の設定

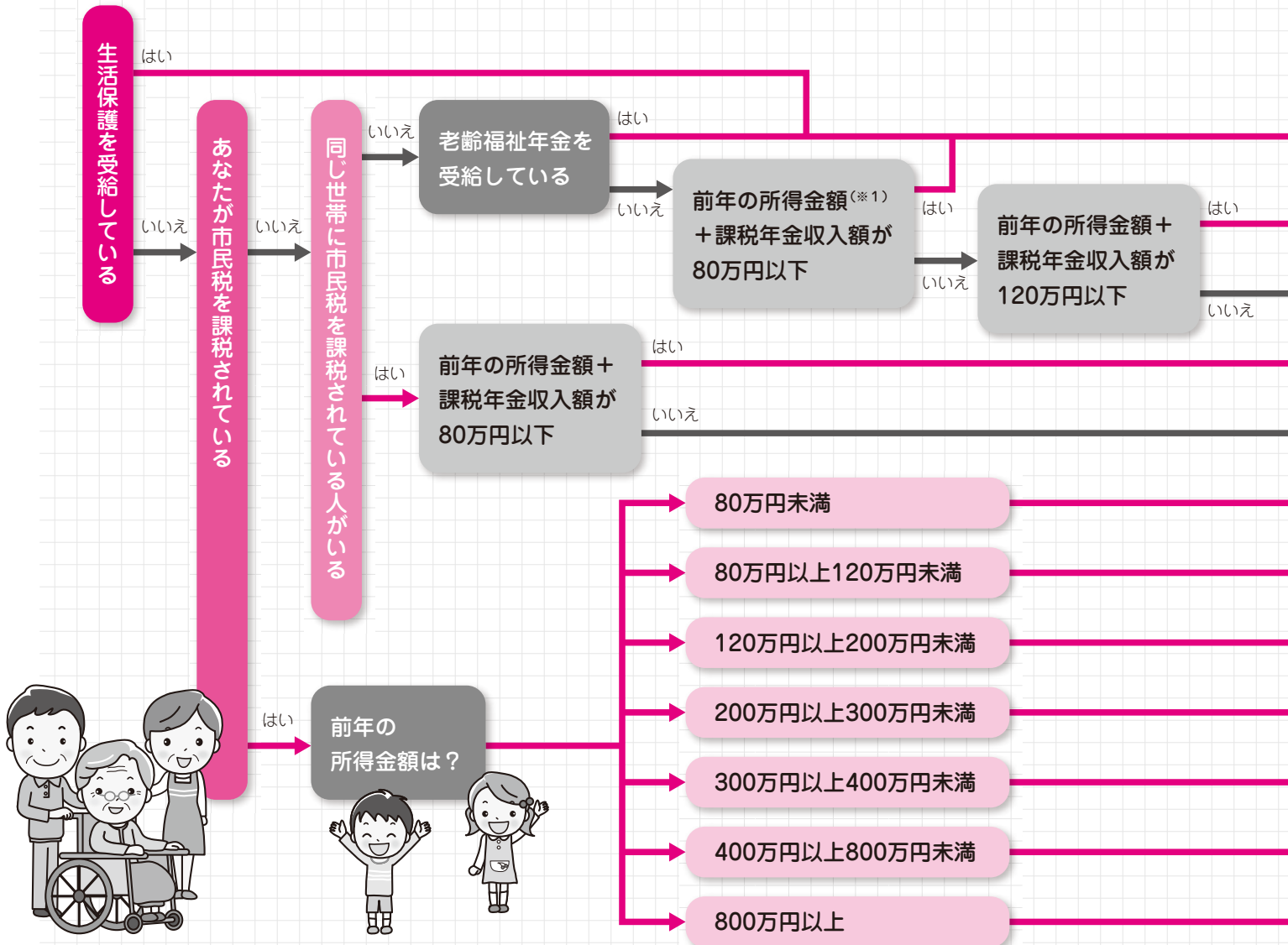
平成30年度から32年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額をもとに、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

坂井地区の介護保険サービスにかかる費用 約 <b>330億円</b>	×	65歳以上の人の負担割合 <b>23%</b>	÷	坂井地区内の65歳以上の人数(3年間) 約 <b>10万5千人</b>	=	基準額(年額) <b>72,000円</b>
---------------------------------------	---	----------------------------	---	--	---	---------------------------

### 所得段階別保険料

保険料額は、この基準額をもとに、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じた所得段階により、個人ごとに決定します。

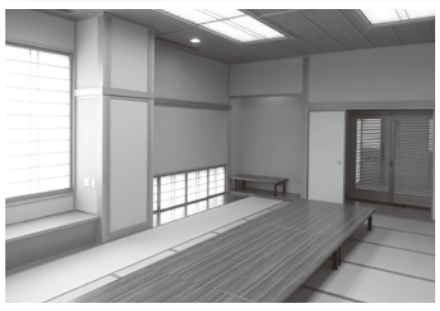
※第1段階については、公費(国・県・市の負担)を投入して保険料率に引き下げました。



※1 所得金額: 実際の収入ではなく、地方税法で定められた「合計所得金額(給与所得、雑所得などの合計額で、扶養控除などの控除額を引く前の金額)」から「長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額」を控除した所得のことです。



▲待合室 洋室（イメージ）お通夜や葬儀を行えます。



▲待合室 和室

お通夜の宿泊や収骨を待つ間の食事の場として利用できます。また、法要などにも利用できます。

代官山斎苑を小さなお葬式（家族葬など）や直葬の会場として、利用できます。申し込みは葬儀社を通して行ってください。

代官山斎苑で  
小さなお葬式ができます  
家族や親しい友人で温かく見送る  
新しいお葬式の形



### 利用料金

葬儀の種類	料金(税別)	料金に含まれている主なもの
直葬の場合	94,000円～	棺・納棺料、祭壇料、式場使用料、火葬料など (直葬の場合、祭壇料は含まれていません)
お通夜・葬儀を行う場合	192,000円～	

○上記金額は最低価格を表示しています。なお、式の内容により料金が変わる場合があります。

○上記金額には僧侶や食事および寝具などの料金は含まれていません。

○料金や式の内容などの詳しい内容はお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

代官山斎苑 ☎0776-81-9777

代官山墓地使用者を受け付けています

#### 使用許可の要件

- 1 あわら市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの人
- 2 あわら市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地のある人

#### 使用料と維持費

平成30年2月20日現在

区画区分	使用料	維持費	残区画数
4.0㎡ (2m×2m)	172,000円	31,000円	37区画
6.0㎡ (2m×3m)	228,000円	37,000円	56区画

※使用許可の要件2に該当する人は、この使用料、維持費が上記の2割増となります。  
※使用料は、永代使用料です。  
※維持費については、永代ではありません。条例などの変更ににより納めていただくことがあります。

#### 使用者および住所などの変更

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

#### 問い合わせと申込先

総務課 衛生係

☎9113308（直通）



第59回広域連合議会定例会が2月28日(水)に開催されました。今回は、10議案が上程され、いずれも原案のとおり可決されました。

また、次の一般質問が行われました。

## 上程議案

- 平成29年度一般会計補正予算他1件が可決
  - 一般会計 歳入歳出総額 2億1809万4千円
  - 介護保険特別会計 歳入歳出総額 116億5033万6千円
- 平成30年度一般会計予算他2件が可決
  - 一般会計 歳入歳出総額 2億3066万8千円
  - 介護保険特別会計 歳入歳出総額 111億2592万円
  - 代官山墓地特別会計 歳入歳出総額 217万円
- 坂井地区広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 坂井地区広域連合霊柩車使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 坂井地区広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 福井県市町総合事務組合規約の変更および財産処分について
- 指定管理者の指定について

## 一般質問

### ◆ 畑野 麻美子 議員 ◆

#### Q1 今回の豪雪について

#### A1 広域連合長

- ① 豪雪における事業所の状況把握について
- ② 災害別に具体的な防災計画の制定を求める

① 今回の大雪では、テレビ、新聞等で県民生活や県内産業への影響が大きく報じられました。当地区内の介護保険事業所についても、大きな影響を受けています。

地区内事業所の状況については、管内214事業所のうち約70事業所



に対して、聞き取り等により確認を行いました。通所系サービス事業所の多くは、数日から長いところでは1週間以上の休業を余儀なくされたとのことでした。

その要因としては、(1)職員が自家用車や公共交通機関を利用できず通勤できなかった、(2)道路除雪の遅れやガソリン不足により利用者の送迎を行えなかった、(3)流通ルートの遮断により食材等が届かなかった、(4)施設敷地内の除雪が間に合わず利用者の受入を行えなかった等、交通インフラが機能不全に陥ったことが大きく影響したものです。

また、訪問系サービスについても、ホームヘルパーや看護師が出勤できずにやむなく休業した事業所があったほか、痰の吸引や経管栄養等が必要な高齢者の支援を行っている事業所では、生命へのリスクがより高い高齢者宅を優先的に訪問するなど臨機応変に対応し、難局を乗り切ったと聞いています。

② 防災計画については、災害対策基本法により、あわら市及び坂井市において、地域防災計画を作成することになっています。このため、両市をまたいだの防災計画の策定は、重複感もあり、総合的な観点から難しいと考えています。

両市の計画は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者や介護保険施設、障害者施設、保育所等の要配慮者施設に配慮した内容となっています。市には、災害時に市民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務があります。

今回の大雪を教訓とし、介護保険事業所等を利用する人々の生活に支障が生じることがないように、国、県、市、消防、警察、指定公共機関等が連携協力し、雪害対策等に万全を期す所存です。

なお、介護保険事業所の指定権者である福井県や広域連合は、介護保険事業の基準条例に基づき、介護保険事業所に対して、火災、風水害、地震等の非常災害を想定した災害対応マニュアルを作成するよう求めています。

地区内の介護保険事業所については、ほぼ全ての事業所が法令を遵守し、火災、地震、風水害等に関する災害対応マニュアルを作成していますが、雪害については想定していない事業所が多く、マニュアル作成が進んでいない状況です。

広域連合としては、介護保険事業所での雪害対応マニュアルの整備が進むよう、保険者としての権限による集団指導や実地指導等を通じて、助言指導を行ってまいります。

## さかいクリーンセンターからのお知らせ

● すくすくさかい(汚泥発酵肥料)を配布しています。



● 配布価格 1袋税込100円

内容量15kg

(1人5袋まで)

● 配布日時 毎週火曜日、木曜日

9時~12時

● 申込方法 あらかじめ電話での

予約が必要となります。

● 問い合わせ先 さかいクリーンセンター

坂井市坂井町今井一

☎72-2200

肥料の成分状況 (平成29年11月22日分析)			
成分	基準値	測定値	
窒素	3.3%	4.6%	
リン	4.7%	3.2%	
カリウム	0.5%未満	0.19%	
窒素炭素比	5	4.8	

※窒素、リン、炭素窒素比の基準はあくまでも目安です。

## ケアプラン作成の流れ

1

改善したいことや希望を担当のケアマネジャーに率直に伝えます

身の回りの掃除は自分でやりたい!



2

目標を設定します

6か月後に、自分の部屋の掃除ができるようになる!



3

ケアプランの原案をよく検討しましょう

通所リハビリを利用して掃除機掛けができるように機能訓練してはどうでしょう?



	月	火	水	木	金	土	日
午前			訪問介護				
午後	通所リハ				通所リハ		



### ケアプランチェックポイント

- サービス内容などケアマネジャーから詳しい説明があったか
- 不必要なサービスはないか
- 目標や希望は達成できそうか
- 経済的に負担は大きくないか
- 家族の負担は軽減されるか

4

一定期間後、目標が達成されているか評価します

### ケアプランが自分に合わないと感じたら

はじめから自分に最適なケアプランができるとは限りません。何か不都合な点があった場合は、サービスの利用途中でもケアプランの見直しができます。遠慮なくケアマネジャーに相談しましょう。



「自立した生活を続けるために」  
ケアプランは  
誰のもの?

ケアプランは利用者自身の生活の設計図です。ケアプランに家族の希望を取り入れることも必要ですが、まず第一に本人の希望が聞き入れられなければ、生活も改善しません。専門職であるケアマネジャーの意見を参考に、「これからどのような生活を送りたいのか」という目標を定めて、実現のために役立つサービスを調整してもらいましょう。

## 編集後記

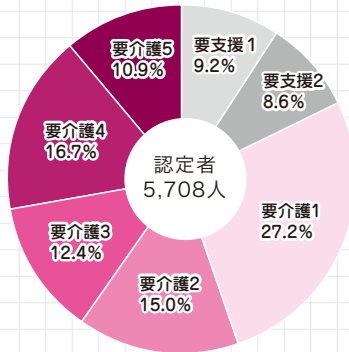
今回の記録的な大雪で、お互いに助け合う力や地域とのつながりがありがたく感じる出来事がたくさんありました。寒い中にも人の心の温かさに触れることができ、とても癒されました。介護も同じように家族や知人、地域で暮らしを助け支え合う「互助」が大切だと思います。お互いに大変なときだからこそ、思いやりの心を持って行動したいと感じました。

春三月とはいいながらも、まだまだ風が冷たく感じられます。今年の冬が例年より寒かった分、温かい春の日差しが待ち遠しいですね。

(Ma)

## 要介護等認定者数の状況

(人)



	あわら市	坂井市	計
要支援1	127(-40)	395(-98)	522(-138)
要支援2	126(-10)	364(-45)	490(-55)
要介護1	411(+3)	1,141(+39)	1,552(+42)
要介護2	218(-11)	639(-1)	857(-12)
要介護3	211(+23)	497(-9)	708(+14)
要介護4	246(-19)	708(+15)	954(-4)
要介護5	167(-10)	458(+13)	625(+3)
計	1,506(-64)	4,202(-86)	5,708(-150)

( )内は前年同月比(平成30年1月末現在)